平成２８年（フ）第６２０号
広島市南区向洋本町６番12―301号
債務者　川脇　一正
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６６５号
広島市佐伯区五日市１丁目５番26－４－311号
債務者　宮澤　英之
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２３８号
愛媛県松山市東野３丁目甲301番地　溝辺団地８棟55号
債務者　松本　立江
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１９６号
福岡県久留米市長門石５丁目８番69―303号
債務者　山田やす子
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第２９８号
宮崎市大坪東１丁目23番２号
債務者　新藤　祐樹
1　決定年月日時　平成28年10月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２９９号
宮崎市大坪東１丁目23番２号
債務者　新藤　百恵
1　決定年月日時　平成28年10月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３４号
宮崎県日南市南郷町中村乙5137番地１
債務者　鬼束　広幸
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
宮崎地方裁判所日南支部

平成２８年（フ）第３２０号
鹿児島県鹿児島市東谷山３丁目36番18号
債務者　吉村　　瞳
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第３２９号
鹿児島県鹿児島市上福元町7020番地４
債務者　迫田　睦代
1　決定年月日時　平成28年10月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第８４号
鹿児島県霧島市牧園町上中津川2063番地２
債務者　萩原　尚人
1　決定年月日時　平成28年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２８年（フ）第１１１号
福島県郡山市富田町字登戸20番地の１　サンパレス登戸Ｂ棟101号
債務者　菅井　雄一
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第１９３号
兵庫県宝塚市安倉南３丁目６番６―106号、従前の住所兵庫県伊丹市鋳物師３丁目49番地504号
債務者　後藤美代子（旧姓相坂）
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第５３８号
兵庫県尼崎市常吉２丁目７番３号　リバティ武庫之荘102
債務者　戸田　貴子（旧姓中山）
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第５６４号
兵庫県西宮市神明町９番32―501号
債務者　三浦　弘美
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第５８号
兵庫県南あわじ市賀集761番地
債務者　古川るみ子
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２８年（フ）第６８号
広島県呉市広文化町８番３号
債務者　楠原　敏子
1　決定年月日時　平成28年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２８年（フ）第７８号
広島県呉市安浦町中央２丁目６番32号
債務者　西倉加代子
1　決定年月日時　平成28年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２８年（フ）第７１号
佐賀県唐津市半田2539番地
債務者　青木　　猛
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
佐賀地方裁判所唐津支部